

環自総発第 2007311 号
令和 2 年 7 月 31 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 動物愛護管理主管部（局）長 殿

環境省自然環境局総務課長
（公 印 省 略）

令和 2 年 7 月豪雨による災害に関し、特定非常災害特措法第 3 条第 2 項の規定に基づき、特定権利利益等を指定する件について

今般、令和 2 年 7 月豪雨による災害が、「令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 2 年政令第 223 号）（別添 1）により特定非常災害として指定され、「令和 2 年 7 月豪雨による災害に関し、特定非常災害特措法第 3 条第 2 項の規定に基づき、特定権利利益等を指定する件」（令和 2 年環境省告示第 63 号）（別添 2）が告示されました。

本告示は、令和 2 年 7 月豪雨に際し「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条に規定する災害発生市町村の区域内に「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定による第一種動物取扱業の登録に係る事業所を有する者の登録及び同区域内において法第 26 条第 1 項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る同項の特定飼養施設を有する者の許可であって、令和 2 年 7 月 3 日から同年 12 月 27 日の間にこれらの有効期間が満了するものについて、有効期間を延長し、その満了日を同年 12 月 28 日とするものです。

なお、法第 13 条 1 項の規定に基づく登録の更新又は「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成 18 年環境省令第 1 号）第 14 条の規定による有効期間満了のために行われる同法第 26 条第 1 項の許可申請について、満了日前に行うことが可能な場合は、これを妨げるものではない旨を申し添えます。

上記について、御了知いただき、適切な対応方よろしく申し上げます。

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十三号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和二年七月豪雨による災害を指定し、同月三日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年十二月二十八日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年十月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和四年七月二日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和三年三月三十一日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

附則

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和五年六月三十日とする。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 三好 雅子

○環境省告示第六十三号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十三号）により指定された令和二年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和二年七月十七日

環境大臣 小泉進次郎

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
<p>温泉法（昭和二十三年法律第二百十五号）第三条第一項の規定により、土地の掘削の許可であつて、同法第五条第一項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその有効期間（同条第二項の規定による更新されたものを含む）が満了するもの</p>	<p>令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第八十八号）が適用された同法第二条に規定する「災害発生市町村の区域」（以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る工事を行う者</p>	<p>令和二年十二月二十八日</p>
<p>温泉法第十一条第一項の規定による増掘又は動力の装置の許可であつて、同条第二項及び第三項において読み替へて準用する同法第五条第一項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその有効期間（同法第二十七項及び第三十三項において読み替へて準用する同法第五条第二項の規定により更新されたものを含む）が満了するもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る工事を行う者</p>	
<p>自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第三十条第三項又は第二十一条第三項の規定による許可であつて、同法第三十二条の規定に基づき、同法第三十二条の規定による行為を行うことができない期間に満了するもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る行為を行う者</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に關する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第七條第五項の規定による許可であつて、同条第二項の規定による有効期間が満了するもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	

<p>第十七日以前にその効力を失うもの</p> <p>に第十五条の三及び第三項の規定</p> <p>に第十五条の三及び第三項の規定</p>	<p>も日以前にその有効期間が満了する</p> <p>も日以前にその有効期間が満了する</p> <p>も日以前にその有効期間が満了する</p>	<p>も日以前にその有効期間が満了する</p> <p>も日以前にその有効期間が満了する</p> <p>も日以前にその有効期間が満了する</p>	<p>前にその有効期間が満了するもの</p> <p>前にその有効期間が満了するもの</p> <p>前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>前にその有効期間が満了するもの</p> <p>前にその有効期間が満了するもの</p> <p>前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>七日前にその効力を失うもの</p> <p>七日前にその効力を失うもの</p> <p>七日前にその効力を失うもの</p>	<p>にその有効期間が満了するもの</p> <p>にその有効期間が満了するもの</p> <p>にその有効期間が満了するもの</p>
<p>特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>

<p>前にその請求期間が満了するもの</p> <p>前にその請求期間が満了するもの</p> <p>前にその請求期間が満了するもの</p>	<p>も日以前にその有効期間が満了するもの</p> <p>も日以前にその有効期間が満了するもの</p> <p>も日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>も日以前にその有効期間が満了するもの</p> <p>も日以前にその有効期間が満了するもの</p> <p>も日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>前にその有効期間が満了するもの</p> <p>前にその有効期間が満了するもの</p> <p>前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>効期間が満了するもの</p> <p>効期間が満了するもの</p> <p>効期間が満了するもの</p>	<p>二十三日以前にその効力を失うもの</p> <p>二十三日以前にその効力を失うもの</p> <p>二十三日以前にその効力を失うもの</p>	<p>のうに日件第にに律自然</p> <p>のうに日件第ににに律自然</p> <p>のうに日件第にににに律自然</p>
<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項の特定飼養施設を有する者</p>	<p>特定被災区域内に当該登録に係る事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に当該登録に係る事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る行為を行う者</p>

<p>とに第許のる特定 が當令二可の被害外 で該許和項一第害來 期可二の替あ第生 間二の規て一防物 が年十二準の止に 満二令月用同規由 了二二七す同條に す二二七の六第生 る二二七の六第生 もの二二七の六第生</p>	<p>のう以にあ一十 こと前より項六 が當該令同規 期可二の規 間二二七 満二二七 了二二七 す二二七 る二二七 もの二二七</p>	<p>十二て一適鳥 四項の正獸 日同の化の の規規定に 前定第に に四四の保 に二二の護 そ一四及 り、条による 有、条の 効令、第 期和一第 間二二第 満二二第 了二二第 す二二第 る二二第 もの二二第</p>	<p>有和の法適鳥 効二、同規定正獸 期年、同條八化の 間二二二八に保 が満二二二八に護 了二二二八に及 す二二二八にび る二二二八に管 もの二二二八に理 の二二二八に並 前二二二八にび に二二二八にに そ二二二八にに の二二二八にに 二二二八にに 二二二八にに 二二二八にに 二二二八にに 二二二八にに 二二二八にに</p>	<p>間十葬公 が二第害 満二第健 了二第康 す二第 る二第 もの二第 の二第 前二第 に二第 そ二第 の二第 請二第 求二第 期二第</p>	<p>間十養公 が二第害 満二第健 了二第康 す二第 る二第 もの二第 の二第 前二第 に二第 そ二第 の二第 請二第 求二第 期二第</p>
<p>事務特別 所住被 を災 有区内 するに 者あ は該 主許 たる可 係</p>	<p>事務特別 所住被 を災 有区内 するに 者あ は該 主許 たる可 係</p>	<p>事務特別 所住被 を災 有区内 するに 者あ は該 主許 たる可 係</p>	<p>事務特別 所住被 を災 有区内 するに 者あ は該 主許 たる可 係</p>	<p>事務特別 所住被 を災 有区内 するに 者あ は該 主許 たる可 係</p>	<p>事務特別 所住被 を災 有区内 するに 者あ は該 主許 たる可 係</p>